

令和 5 年 度
(2023年度)

金沢市議会 3 月定例月議会議案(1)

令和 6 年度当初分

一 般 会 計
市営地方競馬事業費特別会計
市街地再開発事業費特別会計
公共用地先行取得事業費特別会計
住宅団地建設事業費特別会計
駐車場事業費特別会計
国民健康保険費特別会計
後期高齢者医療費特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計
介護保険費特別会計
水道事業特別会計
工業用水道事業特別会計
病院事業特別会計
中央卸売市場事業特別会計
下水道事業特別会計
公設花き地方卸売市場事業特別会計

	目次	
議案番号	件名	頁
議案第62号	令和6年度金沢市一般会計予算	1
議案第63号	令和6年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算	11
議案第64号	令和6年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算	13
議案第65号	令和6年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算	15
議案第66号	令和6年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算	18
議案第67号	令和6年度金沢市駐車場事業費特別会計予算	20
議案第68号	令和6年度金沢市国民健康保険費特別会計予算	23
議案第69号	令和6年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算	26
議案第70号	令和6年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	29
議案第71号	令和6年度金沢市介護保険費特別会計予算	32
議案第72号	令和6年度金沢市水道事業特別会計予算	35
議案第73号	令和6年度金沢市工業用水道事業特別会計予算	38
議案第74号	令和6年度金沢市病院事業特別会計予算	40
議案第75号	令和6年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算	43
議案第76号	令和6年度金沢市下水道事業特別会計予算	45
議案第77号	令和6年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算	48
議案第78号	金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例制定について	49
議案第79号	金沢市事務分掌条例の一部改正について	58
議案第80号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について	59
議案第81号	金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正に ついて	61
議案第82号	金沢市職員定数条例の一部改正について	62
議案第83号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	63
議案第84号	金沢市特別会計条例の一部改正について	64
議案第85号	金沢市税賦課徴収条例の一部改正について	65
議案第86号	金沢市宿泊税条例の一部改正について	67
議案第87号	金沢市手数料条例の一部改正について	69
議案第88号	金沢市教育プラザ条例の一部改正について	71
議案第89号	金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部改正について	72

議案第90号	金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	73
議案第91号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	74
議案第92号	金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	78
議案第93号	金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	79
議案第94号	金沢市障害児通園施設条例の一部改正について	91
議案第95号	金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	92
議案第96号	金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	111
議案第97号	金沢市国民健康保険条例の一部改正について	119
議案第98号	金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	122
議案第99号	金沢市介護保険条例の一部改正について	191
議案第100号	金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について	192
議案第101号	金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について	193
議案第102号	金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部改正について ..	195
議案第103号	金沢市自動車駐車場条例の一部改正について	196
議案第104号	金沢市営住宅条例の一部改正について	198
議案第105号	金沢市定住の促進に関する条例の一部改正について	199
議案第106号	金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部改正について	201
議案第107号	金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について	202
議案第108号	金沢市水道給水条例の一部改正について	203
議案第109号	金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	204
議案第110号	金沢21世紀美術館及び金沢能楽美術館の指定管理者の指定について	205
議案第111号	金沢市芸術文化ホールの指定管理者の指定について	206

議案第112号	卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について	207
議案第113号	金沢市児童館の指定管理者の指定について	208
議案第114号	包括外部監査契約の締結について	210

令和6年度金沢市一般会計予算

令和6年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		84,497,180 千円
	1. 市 民 税	35,783,390
	2. 固 定 資 産 税	33,688,560
	3. 軽 自 動 車 税	1,294,200
	4. 市 た ば こ 税	3,200,930
	5. 入 湯 税	60,270
	6. 事 業 所 税	2,715,330
	7. 都 市 計 画 税	6,864,500
	8. 宿 泊 税	890,000
2. 地 方 譲 与 税		1,367,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	962,000
	2. 特 別 と ん 譲 与 税	7,000
	3. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	296,000
	4. 森 林 環 境 譲 与 税	102,000
3. 利 子 割 交 付 金		28,000
	1. 利 子 割 交 付 金	28,000
4. 配 当 割 交 付 金		327,000
	1. 配 当 割 交 付 金	327,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		546,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	546,000

款	項	金 額
6. ゴルフ場利用税交付金		50,000 千円
	1. ゴルフ場利用税交付金	50,000
7. 法人事業税交付金		1,433,000
	1. 法人事業税交付金	1,433,000
8. 地方消費税交付金		12,517,000
	1. 地方消費税交付金	12,517,000
9. 環境性能割交付金		215,000
	1. 環境性能割交付金	215,000
10. 国有提供施設等 所在市助成交付金		13,000
	1. 国有提供施設等 所在市助成交付金	13,000
11. 地方特例交付金		2,324,000
	1. 地方特例交付金	2,238,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	86,000
12. 地方交付税		12,900,000
	1. 地方交付税	12,900,000
13. 交通安全対策 特別交付金		60,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	60,000
14. 分担金及び負担金		366,390
	1. 負 担 金	366,390

款	項	金 額
15. 使用料及び手数料		3,400,901 千円
	1. 使用料	1,644,317
	2. 手数料	1,756,584
16. 国庫支出金		37,352,275
	1. 国庫負担金	26,997,257
	2. 国庫補助金	10,257,027
	3. 委託金	97,991
17. 県支出金		14,242,835
	1. 県負担金	10,510,923
	2. 県補助金	2,884,003
	3. 委託金	847,909
18. 財産収入		436,459
	1. 財産運用収入	284,163
	2. 財産売却収入	152,296
19. 寄附金		1,183,400
	1. 寄附金	1,183,400
20. 繰入金		3,242,618
	1. 特別会計繰入金	288,458
	2. 基金繰入金	2,954,160

款	項	金 額
21. 繰 越 金		300,000 千円
	1. 繰 越 金	300,000
22. 諸 収 入		4,755,842
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過	195,036
	2. 市 預 金 利 子	150,000
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	76,006
	4. 受 託 事 業 収 入	307,200
	5. 収 益 事 業 収 入	1,000
	6. 雑 入	4,026,600
23. 市 債		8,842,100
	1. 市 債	8,842,100
歳 入 合 計		190,400,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		889,673 千円
	1. 議 会 費	889,673
2. 総 務 費		14,441,780
	1. 総 務 管 理 費	11,081,075
	2. 徴 税 費	1,901,998
	3. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳	1,224,196
	4. 選 挙 費	60,598
	5. 統 計 調 査 費	71,867
	6. 監 査 委 員 費	102,046
3. 民 生 費		79,606,220
	1. 社 会 福 祉 費	21,300,832
	2. 老 人 福 祉 費	15,494,951
	3. 児 童 福 祉 費	34,254,895
	4. 生 活 保 護 費	8,144,742
	5. 災 害 救 助 費	410,800
4. 衛 生 費		18,041,351
	1. 保 健 衛 生 費	10,483,677
	2. 環 境 衛 生 費	1,677,902
	3. 清 掃 費	5,879,772

款	項	金 額
5. 労 働 費		234, 527 千円
	1. 労 働 福 祉 費	234, 527
6. 農 林 水 産 業 費		2, 919, 587
	1. 農 業 費	2, 174, 426
	2. 林 業 費	706, 365
	3. 水 産 業 費	38, 796
7. 商 工 費		3, 465, 147
	1. 商 工 費	3, 465, 147
8. 土 木 費		19, 792, 150
	1. 土 木 管 理 費	1, 290, 337
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	5, 491, 083
	3. 河 川 費	956, 234
	4. 港 湾 費	379, 827
	5. 都 市 計 画 費	10, 736, 736
	6. 住 宅 費	937, 933
9. 消 防 費		5, 246, 724
	1. 消 防 費	5, 246, 724
10. 教 育 費		26, 225, 377
	1. 教 育 総 務 費	2, 825, 923
	2. 小 学 校 費	4, 615, 228

款	項	金 額
	3. 中 学 校 費	1,774,004 ^{千円}
	4. 高 等 学 校 費	991,680
	5. 大 学 費	1,425,078
	6. 社 会 教 育 費	5,942,553
	7. 保 健 体 育 費	8,650,911
11. 災 害 復 旧 費		1,410,117
	1. 災 害 復 旧 費	1,410,117
12. 公 債 費		17,301,547
	1. 公 債 費	17,301,547
13. 諸 支 出 金		105,800
	1. 基 金 費	105,800
14. 予 備 費		720,000
	1. 予 備 費	720,000
歳 出 合 計		190,400,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第一本庁舎LED化事業費	令和7年度	56,000 千円
第一本庁舎長寿命化事業費	令和7年度	180,000
ま ち の り 運 営 費	令和7年度から 令和11年度まで	159,200
自治体情報システム標準化事業費 (住民記録、印鑑登録、国民年金、 戸籍、税務、健康管理、障害者福祉、 児童手当、児童扶養手当、 子ども・子育て支援、就学事務、選挙)	令和7年度	955,800
森本地区新保育所建設事業費	令和7年度	1,282,000
防災拠点等太陽光発電設備設置事業費	令和7年度	55,000
斎場長寿命化事業費	令和7年度	738,000
東部環境エネルギーセンター改良費	令和7年度	12,000
西部環境エネルギーセンター改良費	令和7年度	246,000
企業立地助成金	令和7年度	91,400
市営住宅建設事業費	令和7年度	30,800
兼六小学校移転整備事業費	令和7年度	241,000
小学校長寿命化事業費	令和7年度から 令和9年度まで	878,000
金沢美術工芸大学跡地整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	1,810,000
金沢21世紀美術館魅力向上整備事業費	令和7年度	123,300
南部共同調理場(仮称)建設事業費	令和7年度	364,000
共同調理場施設整備事業費	令和7年度	241,000
令和6年度指定管理者の 指定に伴う指定管理料 (金沢21世紀美術館及び金沢能楽美術 館、金沢市芸術文化ホール、卯辰山公 園健康交流センター千寿閣、金沢市児 童館)	令和7年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する経費

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等	2,023,300 ^{千円}	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率	借入先の融通条件に よる。ただし、市財 政その他の都合によ り、据置期間及び償 還期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 借換えすることがで きる。
災 害 復 旧 事 業	470,300			
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	1,116,500			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	243,600			
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	193,900			
施 設 整 備 事 業	800			
地 域 活 性 化 事 業	218,000			
防 災 対 策 事 業	73,700			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	301,000			
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	1,285,100			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	1,237,400			
緊 急 浚 渫 推 進 事 業	88,500			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	271,800			
そ の 他 一 般 単 独 事 業	85,200			
辺 地 対 策 事 業	33,000			
臨 時 財 政 対 策 債	1,200,000			
合 計	8,842,100			

議案第63号

令和6年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,437,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 事業収入		4,238,300 千円
	1. 事業収入	4,238,300
2. 繰越金		46,300
	1. 繰越金	46,300
3. 諸収入		152,710
	1. 雑収入	152,710
歳入合計		4,437,310

歳出

款	項	金額
1. 競馬事業費		4,437,310 千円
	1. 競馬事業費	4,437,310
歳出合計		4,437,310

議案第64号

令和6年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		32,035
	1. 財産運用収入	32,035
2. 繰入金		54,826
	1. 一般会計繰入金	54,826
歳入合計		86,861

歳出

款	項	金額
1. 市街地再開発事業費		86,861
	1. 市街地再開発事業費	86,861
歳出合計		86,861

議案第65号

令和6年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		3,426
	1. 使用料	3,426
2. 財産収入		76,800
	1. 財産売却収入	76,800
3. 繰入金		6,162
	1. 一般会計繰入金	6,162
4. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
5. 市債		25,000
	1. 市債	25,000
歳入合計		111,389

歳出

款	項	金額
1. 公先共取得事業地費		111,389
	1. 公先共取得事業地費	111,389
歳出合計		111,389

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都 市 開 発 資 金 事 業	千円 25,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	25,000			

議案第66号

令和6年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		155,496 千円
	1. 財産売却収入	155,496
2. 諸収入		17
	1. 雑収入	17
歳入合計		155,513

歳出

款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費		155,513 千円
	1. 住宅団地建設事業費	155,513
歳出合計		155,513

議案第67号

令和6年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,109千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一 時 借 入 金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1. 使用料及び手数料		97,053 千円
	1. 使用料	97,053
2. 諸収入		83,056
	1. 市預金利子	6
	2. 雑収入	83,050
3. 市債		21,000
	1. 市債	21,000
歳入合計		201,109

歳出		
款	項	金額
1. 駐車場事業費		201,109 千円
	1. 駐車場事業費	201,109
歳出合計		201,109

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
金沢市役所・美術館駐車場 LED化事業費	令和7年度	9,000 千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
駐 車 場 整 備 事 業	千円 21,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	21,000			

議案第68号

令和6年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

令和6年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,958,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		7,842,950 千円
	1. 国民健康保険料	7,842,950
2. 県支出金		29,384,272
	1. 県補助金	29,384,272
3. 財産収入		7,100
	1. 財産運用収入	7,100
4. 繰入金		3,650,240
	1. 一般会計繰入金	2,655,507
	2. 基金繰入金	994,733
5. 諸収入		73,839
	1. 延滞金、加算金料	23,350
	2. 雑入	50,489
歳入合計		40,958,401

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		270,081 千円
	1. 総 務 管 理 費	270,081
2. 保 険 給 付 費		40,417,665
	1. 保 険 給 付 費	40,417,665
3. 保 健 事 業 費		269,655
	1. 保 健 事 業 費	269,655
4. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
歳 出 合 計		40,958,401

議案第69号

令和6年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

令和6年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,245,892千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		6,567,505 千円
	1. 後期高齢者医療保険料	6,567,505
2. 繰入金		1,638,175
	1. 一般会計繰入金	1,638,175
3. 諸収入		40,212
	1. 延滞金、加算金料及び	170
	2. 償還金及び還付加算金	11,842
	3. 市預金利子	100
	4. 雑入	28,100
歳入合計		8,245,892

歳出

款	項	金額
1. 総務費		109,227 千円
	1. 総務管理費	109,227
2. 後期高齢者医療金 広域連合納付金		8,136,165
	1. 後期高齢者医療金 広域連合納付金	8,136,165
3. 公債費		500
	1. 公債費	500
歳出合計		8,245,892

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報システム費 標準化事業費	令和7年度	31,300 千円

議案第70号

令和6年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和6年度金沢市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		2,045 千円
	1. 一般会計繰入金	2,045
2. 繰越金		13,100
	1. 繰越金	13,100
3. 諸収入		21,182
	1. 市預金利子	1
	2. 貸付金元利収入	21,180
	3. 雑入	1
4. 市債		2,844
	1. 市債	2,844
歳入合計		39,171

歳出

款	項	金額
1. 民生費		10,550 千円
	1. 母子父子寡婦福祉資金費	10,550
2. 公債費		28,621
	1. 公債費	100
	2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	28,521
歳出合計		39,171

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	千円 2,844	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦 福祉法(昭和39年法律第 129号)の規定による。
合 計	2,844			

議案第71号

令和6年度金沢市介護保険費特別会計予算

令和6年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,797,394千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 介護保険料		9,075,160 千円
		1. 介護保険料	9,075,160
	2. 国庫支出金		9,216,567
		1. 国庫負担金	7,295,744
		2. 国庫補助金	1,920,823
	3. 支払基金交付金		11,067,774
		1. 支払基金交付金	11,067,774
	4. 県支出金		5,719,780
		1. 県負担金	5,452,011
		2. 県補助金	267,769
	5. 財産収入		9,600
		1. 財産運用収入	9,600
	6. 繰入金		6,664,101
		1. 一般会計繰入金	5,948,563
		2. 基金繰入金	715,538
	7. 諸収入		44,412
		1. 市預金利子	100
		2. 雑入	44,312
	歳入合計		41,797,394

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		426,675 千円
	1. 総 務 管 理 費	426,675
2. 保 険 給 付 費		39,223,863
	1. 保 険 給 付 費	39,223,863
3. 地 域 支 援 事 業 費		2,007,894
	1. 地 域 支 援 事 業 費	2,007,894
4. 保 健 福 祉 事 業 費		1,600
	1. 保 健 福 祉 事 業 費	1,600
5. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
6. 諸 支 出 金		136,362
	1. 繰 出 金	136,362
歳 出 合 計		41,797,394

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
自 治 体 情 報 シ ス テ ム 費 標 準 化 事 業 費	令 和 7 年 度	50,300 千円

議案第72号

令和6年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	212,000戸
(2) 年 間 総 配 水 量	51,400,000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	140,822m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 管 拡 張	延長 3,727m 278,200千円
配 水 管 改 良	延長 14,706m 3,947,700千円
上水道未普及地域整備	9,000千円
浄水・配水施設改良	252,316千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	9,555,666千円
第1項 営 業 収 益	8,546,979千円
第2項 営 業 外 収 益	958,836千円
第3項 特 別 利 益	49,851千円
合 計	9,555,666千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	9,015,448千円
第1項 営 業 費 用	8,689,160千円
第2項 営 業 外 費 用	245,713千円
第3項 特 別 損 失	70,575千円
第4項 予 備 費	10,000千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	540,218千円
合 計	9,555,666千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,131,655千円は過年度分損益勘定留保資金859,656千円、当年度分損益勘定留保資金1,491,528千円、老朽管更新対策積立金500,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額280,471千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	2,726,452千円
第1項 企 業 債	1,100,000千円

第2項 他 会 計 出 資 金	127,798千円
第3項 補 助 金	25,425千円
第4項 工 事 負 担 金	552,995千円
第5項 水道施設再整備積立基金繰入金	900,000千円
第6項 固定資産売却収入	20,234千円
外に過年度分損益勘定留保資金	859,656千円
当年度分損益勘定留保資金	1,491,528千円
老朽管更新対策積立金	500,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	280,471千円
合 計	5,858,107千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	5,858,107千円
第1項 建 設 改 良 費	5,152,979千円
第2項 企 業 債 償 還 金	703,628千円
第3項 予 備 費	1,500千円
合 計	5,858,107千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設改良事業費	令和7年度	23,300 ^{千円}
備蓄資材庫整備事業費	令和7年度	20,450
アセットマネジメント 支援システム構築費	令和7年度	27,500
給排水設備工事申請 受付システム構築費	令和7年度	14,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	1,100,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利 率 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償 還 の 方 法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,112,207千円

(2) 交 際 費 10千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 上水道整備事業費補助 4,012千円

(2) 上水道事業費用補助 9,478千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

令和6年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	5 か所
(2) 年 間 総 給 水 量	239,075m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	655m ³
(4) 主要な建設改良事業 浄 水 施 設 改 良	8,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	52,685千円
第1項 営 業 収 益	11,907千円
第2項 営 業 外 収 益	40,778千円
合 計	52,685千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	52,281千円
第1項 営 業 費 用	51,423千円
第2項 営 業 外 費 用	652千円
第3項 特 別 損 失	6千円
第4項 予 備 費	200千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	404千円
合 計	52,685千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額9,775千円は過年度分損益勘定留保資金9,371千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額404千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	7,098千円
第1項 他 会 計 補 助 金	7,098千円
外に過年度分損益勘定留保資金	9,371千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	404千円
合 計	16,873千円

支	出
第2款 資 本 的 支 出	16,873千円
第1項 建 設 改 良 費	8,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,873千円
合 計	16,873千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	8,145千円
-----------	---------

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 工 業 用 水 道 事 業 費 用 補 助 | 26,931千円 |
| (2) 工 業 用 水 道 建 設 事 業 債 償 還 金 補 助 | 7,098千円 |

令 和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第74号

令和6年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	306床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	73,292人
外 来	89,910人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	201人
外 来	370人
(4) 主要な建設改良事業	
市立病院再整備事業	28,300千円
医療機器等整備事業	317,082千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	6,177,917千円	
第1項 医 業 収 益	5,591,513千円	
第2項 医 業 外 収 益	586,404千円	
合 計	6,177,917千円	
	支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	6,161,532千円	
第1項 医 業 費 用	6,078,732千円	
第2項 医 業 外 費 用	82,800千円	
外 に 当 年 度 予 定 利 益	16,385千円	
合 計	6,177,917千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,660,155千円は過年度分損益勘定留保資金2,658,947千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,208千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	514,989千円
第1項 企 業 債	319,900千円
第2項 他 会 計 補 助 金	151,539千円
第3項 他 会 計 出 資 金	39,550千円
第4項 寄 附 金	4,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,658,947千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,208千円
合 計	3,175,144千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	3,175,144千円
第1項 建 設 改 良 費	355,438千円
第2項 企 業 債 償 還 金	319,706千円
第3項 投 資	2,500,000千円
合 計	3,175,144千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	319,900千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,508,525千円
(2) 交 際 費	120千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院事業費用補助	372,593千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	151,539千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数量)
取 得 す る 資 産	器械備品	血管撮影装置	1

令 和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第75号

令和6年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取 扱 数 量

青 果 部	88,200 t
水 産 物 部	37,900 t

(2) 主要な建設改良事業

市 場 再 整 備 事 業	112,300千円
---------------	-----------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		911,987千円
第1項 営 業 収 益		568,186千円
第2項 営 業 外 収 益		336,233千円
第3項 特 別 利 益		7,568千円
合 計		911,987千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		874,629千円
第1項 営 業 費 用		848,115千円
第2項 営 業 外 費 用		26,014千円
第3項 予 備 費		500千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益		37,358千円
合 計		911,987千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額150,875千円は過年度分損益勘定留保資金109,223千円、減債積立金34,550千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額7,102千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第2款 資 本 的 収 入		84,550千円
第1項 企 業 債		50,000千円
第2項 他 会 計 補 助 金		34,550千円
外に過年度分損益勘定留保資金		109,223千円
減 債 積 立 金		34,550千円
当年度分消費税等資本的収支調整額		7,102千円

合	計	235,425千円
	支	
	出	
第2款	資本的支出	235,425千円
第1項	建設改良費	112,660千円
第2項	企業債償還金	122,765千円
合	計	235,425千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目	的	建設改良資金にあてるため。
限	度	50,000千円
起	債	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利	率	4.0%以内
償	還	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職	員	給	与	費	164,341千円
---	---	---	---	---	-----------

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)	事業費用補助	264,479千円
(2)	中央卸売市場整備事業債償還金補助	34,550千円

令和6年3月1日提出

金沢市長 村山 卓

議案第76号

令和6年度金沢市下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末排水人口	440,512人
(2) 年間総処理水量	64,420,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管 渠 施 設	延長 1,324m 2,123,700千円
ポンプ場施設	136,000千円
雨水関連施設	605,000千円
水質管理施設	1,878,900千円
流域下水道事業	89,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,121,879千円
第1項 営業収益	10,139,192千円
第2項 営業外収益	6,953,168千円
第3項 特別利益	29,519千円
合 計	17,121,879千円
支 出	
第1款 事業費用	16,329,874千円
第1項 営業費用	14,560,310千円
第2項 営業外費用	1,703,106千円
第3項 特別損失	56,458千円
第4項 予備費	10,000千円
外に当年度予定利益	792,005千円
合 計	17,121,879千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,137,830千円は過年度分損益勘定留保資金3,338千円、当年度分損益勘定留保資金5,752,871千円、減債積立金896,000千円、繰越利益剰余金処分額343,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額142,621千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	7,668,040千円
第1項 企 業 債	4,185,000千円
第2項 他 会 計 出 資 金	1,318,118千円
第3項 補 助 金	1,928,085千円
第4項 他 会 計 負 担 金	34,076千円
第5項 受 益 者 負 担 金	15,000千円
第6項 工 事 負 担 金	186,151千円
第7項 回 収 金	1,600千円
第8項 固 定 資 産 売 却 収 入	10千円
外に過年度分損益勘定留保資金	3,338千円
当年度分損益勘定留保資金	5,752,871千円
減 債 積 立 金	896,000千円
繰越利益剰余金処分数額	343,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	142,621千円
合 計	14,805,870千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	14,805,870千円
第1項 建 設 改 良 費	5,220,582千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,577,288千円
第3項 貸 付 金	3,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円
合 計	14,805,870千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
雨水関連施設整備事業費	令和7年度	390,000 ^{千円}
水質管理施設整備事業費	令和7年度から 令和10年度まで	6,222,100
備蓄資材庫整備事業費	令和7年度	20,450
アセットマネジメント 支援システム構築費	令和7年度	27,500
給排水設備工事申請 受付システム構築費	令和7年度	14,600

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金及び企業債償還金にあてるため。
限 度 額	4,185,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	744,504千円
(2) 交 際 費	10千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち343,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減 債 積 立 金	343,000千円
-----------	-----------

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第77号

令和6年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

取 扱 数 量 16,700千本

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	41,621千円
第1項 営業収益	25,192千円
第2項 営業外収益	16,429千円
合 計	41,621千円
支 出	
第1款 事業費用	40,317千円
第1項 営業費用	38,393千円
第2項 営業外費用	1,424千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	1,304千円
合 計	41,621千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 10,609千円

(他会計からの補助金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

運 営 費 補 助 15,266千円

令和6年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第78号

金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定について

金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準に関しては、この条例の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(女性自立支援施設の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の特性及び当該女性自立支援施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 女性自立支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、前項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

（安全計画の策定等）

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（苦情への対応等）

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じな

ればならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員及び会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者からの苦情及び相談、入所者に対する計画その他入所者の支援の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(研修の機会の確保)

第11条 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第14条 一の居室の定員は、原則1人とする。

- 2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、施設防災計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にし

なければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の規定により厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

（1）当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

（2）入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

（3）入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

（4）当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（関係機関との連携）

第20条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶

者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

第2条 金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第44号）は、廃止する。

（施設長の任用に関する経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定により施設長に任用されている者は、第10条の規定により任用された者とみなす。

（居室の面積及び入所人員に関する経過措置）

第4条 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第12条第4項第1号ア及び第14条の規定にかかわらず、当分の間、附則第2条の規定による廃止前の金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条第4項第1号ア及び第13条の規定によることができる。ただし、施

設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

提案の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定による社会福祉法の一部改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。

議案第79号

金沢市事務分掌条例の一部改正について

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号ウ中「国民年金」を「医療保険及び国民年金」に改め、同条第7号エを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

個人番号カードと健康保険証の一体化を円滑に進めるため、医療保険に関する事項の所管を福祉健康局から市民局に移管する。

議案第80号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

第1条中「第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を「の施行」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの利用）

第7条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、本市の職員の本人確認の事務であって、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定並びに第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲に係る規定を整備するとともに、利便性の向上を図るため、本市の職員の本人確認の事務に個人番号カードを利用することができることとする。

議案第81号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に」を「次の各号に」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第3条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「規定されているもの」を「規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に準じて、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の適用範囲の拡大等を行う。

議案第82号

金沢市職員定数条例の一部改正について

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,844人」を「1,862人」に、「358人」を「356人」に、「290人」を「260人」に、「334人」を「336人」に、「7人」を「6人」に、「434人」を「440人」に、「3,301人」を「3,294人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政需要の変化に対応し、本市行政の効率的な執行体制を確保するため、職員定数を一部改める。

議案第83号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、第5条の2」を削る。

第5条の2を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、感染症防疫作業等手当の特例を廃止する。

議案第84号

金沢市特別会計条例の一部改正について

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条第1項第4号に規定する工業団地造成事業費特別会計（以下「旧工業団地造成事業費特別会計」という。）に係る令和5年度の予算及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧工業団地造成事業費特別会計に属する資産及び債権債務は、一般会計が引き継ぐものとする。

提案の趣旨

工業団地造成事業の完了に伴い、工業団地造成事業費特別会計を廃止する。

議案第85号

金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第66条の3中「救急用の」を「もので、次の各号のいずれかに該当する」に改め、「軽自動車税」の次に「（環境性能割にあつては、第1号から第3号までに掲げる軽自動車等に係るものに限る。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもの

第72条の2第1項中「公益のため直接専用する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他特別の事由により損害を生じた軽自動車等

第72条の2第2項ただし書中「前項の規定に該当する」を「同項第1号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (9) 減免を受けようとする事由
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第117条の2に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第72条の 2 第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに第117条の 2 に 1 号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第66条の 3 の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案の趣旨

災害の被災者等に対する税負担の軽減を図るため、入湯税の課税免除及び軽自動車税種別割の減免措置に関する規定を整備するほか、石川県の自動車税の取扱いとの整合性を図り、軽自動車税に係る非課税措置の対象の見直しを行う。

議案第86号

金沢市宿泊税条例の一部改正について

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例

金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（免税点）

第3条の2 宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

第4条の次に次の1条を加える。

（減免）

第4条の2 市長は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める者については、宿泊税を減免することができる。

第8条第1項中「規定する宿泊税の特別徴収義務者」の次に「（宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の宿泊税の特別徴収義務者を除く。）」を加え、同条第11項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第2項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 登録義務免除対象宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない

い。

第15条の次に次の1条を加える。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第15条の2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

第18条第1項第1号中「第8条第5項、第6項又は第11項」を「第8条第6項、第7項又は第12項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、第15条の次に1条を加える改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。
- 3 改正後の第15条の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定（第15条の次に1条を加える改正規定に限る。）の施行の日以後にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分について適用し、同日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分については、なお従前の例による。

提案の趣旨

宿泊料金が低額な宿泊に係る宿泊者の負担軽減を図るため、1人1泊につき5,000円未満の宿泊に係る課税を免除し、当該宿泊のみの宿泊施設に係る特別徴収義務者の登録を不要とするとともに、宿泊税の減免に関する規定を整備するほか、宿泊税に関する現行犯事件について臨検をすることができるようにする等の措置を講ずる。

議案第87号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第110号の3の3の項の次に次のように加える。

(110)の3の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
(110)の3の5 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円

別表第110号の4の項中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同表第116号の13及び第116号の20の2の項から第116号の31の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第118号の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表の備考第13項、第17項及び第18項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、大規模修繕等をする既存の建築物の接道義務の適用除外に係る認定の申請等に対する審査手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料の額を改定するほか、関係規定を改正する。

議案第88号

金沢市教育プラザ条例の一部改正について

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「金沢市教育プラザ富樫に置く」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特別支援教育サポートセンターの設置等）

第2条の3 学校教育センターに、特別支援教育サポートセンターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市特別支援教育サポートセンター

(2) 位置 金沢市芳斉2丁目3番44号

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特別支援教育に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

特別な配慮や支援を必要とする子供たちへの専門的なサポートを行うとともに、教職員へのより実践的な研修を実施することにより、もって本市の特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育サポートセンターを設置する。

議案第89号

金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部改正について

金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部を改正する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第 1 条 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市芳斎公民館の項を次のように改める。

金沢市芳斎公民館	金沢市芳斉 2 丁目 3 番43号
----------	-------------------

(金沢市児童館条例の一部改正)

第 2 条 金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表金沢市立芳斎児童館の項を次のように改める。

金沢市立芳斎児童館	金沢市芳斉 2 丁目 3 番43号
-----------	-------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

金沢市芳斎公民館及び金沢市立芳斎児童館の移転に伴い、その位置を改める。

議案第90号

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入居申込者に対する説明、契約等を電磁的方法により行う場合の記録媒体に係る規定を一部改める。

議案第91号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第118条・第119条）」を「第15章 里親支援センター（第118
第16章 雑則（第124条・第125条）
条—第123条）
に改める。
」

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支
援センター及び里親支援センター」に改める。

第33条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意
見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第41条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見
聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「婦人相談所等」を「里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

第62条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見
聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第100条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意

見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第110条中「について」の次に「、年齢、発達状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第117条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第119条を第125条とし、第118条を第124条とし、第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第118条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第119条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第120条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第121条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者

への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第122条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第123条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるほか、関係規定を改正する。

議案第92号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項について書面の掲示に加え、インターネットを利用して閲覧に供しなければならないこととするほか、電磁的記録等に係る規定を整備する。

議案第93号

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

「第 3 節 医療型児童発達支援

第 1 款 基本方針（第63条）

目次中 第 2 款 人員に関する基準（第64条・第65条） を「第 3 節 削除」に改

第 3 款 設備に関する基準（第66条）

第 4 款 運営に関する基準（第67条―第72条）」

める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同条第 2 号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条ただし書中「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第 6 条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体

幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第8条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第8条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項までに規定する従業者（第1項第1号に掲げる者を除く。）」を「（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第8条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第9条第1項ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第12条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第12条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第13条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第25条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第26条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第27条第1項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の次に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱い方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「について」の次に「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「障害児の保護者」を「障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第28条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第28条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第29条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第30条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第32条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第41条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第51条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第58条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第63条から第72条まで 削除

第73条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第76条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第82条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第82条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「を除く。）」の次に「、第28条の2」を加え、「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に、「、第54条から第56条まで及び第71条の2」を「及び第54条から第56条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」との次に「、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第90条中「及び第5項」を削り、「を除く。）」の次に「、第28条の3」を加え、「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に改め、「、第71条の2」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障

害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との次に「、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第91条中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「、第64条」を削り、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第93条第1項中「、第67条」を削り、同条第2項中「、第67条」及び「、指定医療型児童発達支援」を削り、「の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第67条」を削る。

第94条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第72条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第91条―第95条）」を「第11章 削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第66条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同号ア中「訓練室」を「支援

室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第67条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第77条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第78条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第84条を次のように改める。

(設備の基準)

第84条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第85条第10項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第86条及び第87条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第88条及び第89条を次のように改める。

第88条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第89条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第91条から第95条まで 削除

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第5条第1項中「という。）」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第39条第4項及び第48条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害

福祉サービス」に改める。

第6条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第7条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第22条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第23条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第23条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移

行支援計画の原案を作成しなければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

- 6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第24条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第27条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第41条に次の2項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において単に「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第48条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第54条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第55条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第51条第1項及び第3条中金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第48条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第8条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第3条 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第4条 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（次条において「旧指定通所支援基準条例」という。）第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第8条及び第13条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第5条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第6条 新指定通所支援基準条例第28条の2（新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第79条、第79条の2、第82条及び第82条の9において準用する場合を含む。）の規

定の適用については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、新指定通所支援基準条例第 28 条の 2 中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

第 7 条 一部改正法附則第 11 条の規定により新児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第 2 条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第 84 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第 8 条 一部改正法附則第 11 条の規定により新児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第 85 条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

第 9 条 この条例の施行の際現に設置している第 2 条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次条において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第 84 条第 1 号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第 2 号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第 84 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第 10 条 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第 84 条第 1 号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第 2 号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第 85 条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

提案の趣旨

児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童発達支援の類型の一元化に関する規定等を整備する。

議案第94号

金沢市障害児通園施設条例の一部改正について

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「指導」を「習得のための支援」に改め、同条第2号中「付与」を「習得のための支援」に改め、同条第3号中「適応訓練」を「適応のための支援」に改め、同条第4号中「訓練」を「支援」に改める。

第4条第1号イ中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同号ウ中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同号エ中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第2号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第95号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第150条の4」を「第150条の5」に改める。

第2条第17号中「、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第8条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第27条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の

次に次の１号を加える。

- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第28条第２項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第３項中「居宅介護計画作成後」を「第１項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第32条に次の１項を加える。

- ４ サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第41条第４項中「より都道府県知事」の次に「（指定都市にあつては、指定都市の市長）」を加える。

第47条第１項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第52条第７項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第８項中「第６条の２の２第３項」を「第７条第２項」に改める。

第60条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第61条第２項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第７項」を「第８項」に、「第８項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第９項を第10項とし、第８項を第９項とし、同条第７項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第８項とし、同条第６項中「第４項」を「第５項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加え

る。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第62条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第81条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第88条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。））」を加える。

第96条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第96条の4第1号及び第2号中「第150条の3」を「第150条の4」に改める。

第107条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第122条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第124条中「、第31条」の次に「、第32条第4項」を加える。

第144条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第150条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第3章第8節第5款中第150条の4を第150条の5とし、第150条の3を第150条の4とし、第150条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第150条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第151条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第151条中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第151条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は

指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第151条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第151条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

（2）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

（3）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条及び第173条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第186条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第191条中「第148条」の次に「、第181条第6項」を加え、「第62条」を「第62条第1項」に、「第182条第1項」を「第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第190条第1項の工賃」と、第182条第1項」に改める。

第195条中「第148条」の次に「、第181条第6項」を加え、「第62条」を「第62条第1項」に、「第182条第1項」を「第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と、第182条第1項」に改める。

第195条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第195条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第195条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第195条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を

加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第195条の17を次のように改める。

第195条の17 削除

第195条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第195条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第196条中「排せつ又は」を「排せつ若しくは」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的

に」を加える。

第199条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第199条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第199条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第199条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第199条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第202条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第201条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第202条中「、第77条」を削る。

第202条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第202条の3中「排せつ又は」を「排せつ若しくは」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第202条の10を次のように改める。

（地域との連携等）

第202条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等につ

いての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第202条の11中「、第77条」を削る。

第202条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第202条の13中「排せつ又は」を「排せつ若しくは」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第202条の22中「、第77条」を削り、「第199条の6」を「第199条の7」に改める。

第203条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第208条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第209条第1項ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第211条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第212条第1項中「第150条の4」を「第150条の5」に改める。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第2条の6中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第5条第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第162条）」

「第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第161条―第162条）」

第9節の2 就労選択支援

を
第1款 基本方針（第162条の2）に改め
第2款 人員に関する基準（第162条の3・第162条の4）
第3款 設備に関する基準（第162条の5）
第4款 運営に関する基準（第162条の6―第162条の9）」

る。

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第5条第1項中「及び第7節」を「、第8節、第9節及び第10節」に改める。

第9節の次に次の1節を加える。

第9節の2 就労選択支援

第1款 基本方針

第162条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第162条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」と

いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第173条の3第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第162条の4 第53条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第162条の5 第84条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第162条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第162条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この款において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援

センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第162条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第162条の9 第11条から第22条まで、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条（第2項第1号を除く。）、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条及び第158条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第162条の9において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第78条第2項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第162条の9において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第

162条の9」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第162条の9において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第172条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第172条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第186条中「及び第148条」を「、第148条及び第172条の2」に改める。

第191条及び第195条中「第148条」の次に「、第172条の2」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を

「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移

行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第84条及び第87条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」を
「第5章 自立訓練
第5章の2 就労
（生活訓練）（第56条―第60条）
選択支援（第60条の2―第60条の8）」に改める。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該

利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第199条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第202条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第199条の7第2項及び第3項並びに第202条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第199条の7第4項及び第202条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

提案の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの利用者の意思決定の支援に関する規定等を整備する。

議案第96号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福

祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第6条第1項第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第16条第1項中「指定障害者支援施設等」の次に「（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）」を加える。

第27条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第28条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第29条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第28条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第29条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則

とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第29条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第29条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第29条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサ

ービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第28条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第52条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条第4項中「より都道府県知事」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、指定都市の市長。以下この項において同じ。））」を加える。

第59条を次のように改める。

第59条 削除

第63条中「指定障害者支援施設等」を「指定障害者支援施設」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに

に、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力

等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意

向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において

「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第29条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新指定障害者支援施設基準条例第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新障害者支援施設基準条例」という。)第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の利用者の意思決定の支援に関する規定等を整備する。

議案第97号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第21条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第22条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の2から第26条の5までを次のように改める。

第26条の2から第26条の5まで 削除

第26条の5の2を削る。

第26条の6中「又は第26条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第21条の基礎賦課額と第26条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第31条において同じ。）」を削る。

第26条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第26条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第26条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の6の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の6の6から第26条の6の9までを次のように改める。

第26条の6の6から第26条の6の9まで 削除

第26条の6の10中「又は第26条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第26条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第26条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第31条において同じ。）」を削り、「200,000円」を「220,000円」に改める。

第26条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第30条第1項及び第2項中「、第26条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第26条の6の6」及び「若しくは第26条の5」を削る。

第31条第1項中「又は第26条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第5項中「又は第26条の2」及び「又は第26条の6の6」を削り、「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第6項中「又は第26条の2」を削る。

第31条の3第1項中「又は第26条の5」を削り、同条第3項中「又は第26条の5」、「又は第26条の6の8」及び「、「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第26条の5」を削り、同条第6項中「又は第26条の5」、「又は第26条の6の8」及び「、「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と」を削る。

第31条の4第1項中「又は第26条の2」を削り、同条第3項中「又は第26条の2」及び「又は第26条の6の6」を削り、「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第26条の2」を削り、同条第7項中「又は第26条の2」及び「又は第26条の6の6」を削り、「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第8項中「又は第26条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5章の規定は、令和6年度分からの保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、退職者医療制度に関する規定を削除するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料について、減額の基準を改めるとともに、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定する。

議案第98号

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（4）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第 4 項第 1 号中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 4 項」に改める。

第34条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」とい

う。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第45条ただし書及び第51条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第55条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条の2第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第59条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第55条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条ただし書及び第102条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第106条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第109条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第113条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第106条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第116条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第134条ただし書及び第150条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第156条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第167条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所にお

ける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第168条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第175条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第180条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第185条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第192条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改め、同条第3項中「第1項第4号ア」を「第1項第3号ア」に改める。

第193条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療

養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第195条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第204条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第205条中「及び第167条」を「、第167条及び第167条の2」に改める。

第208条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第193条第1項に規定する設備」を「第193条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(6) 第2号ア(ア)の病室及び同ア(イ)の共同生活室の面積に係る基準並びに同号イの廊下幅に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。この場合において、廊下に手すりを設ける場合にあっては、手すりから測定するものとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(6) 第2号ア(ア)の病室及び同ア(イ)の共同生活室の面積に係る基準並びに同号イの廊下幅に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。この場合において、廊下

に手すりを設ける場合にあっては、手すりから測定するものとする。

- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第210条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第215条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第219条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第238条において準用する第167条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第220条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第229条の次に次の1条を加える。

(口腔^{くう}衛生の管理)

第229条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第235条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第237条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第238条中「及び第160条」を「、第160条及び第167条の2」に改める。

第242条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第248条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第251条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第252条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第256条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第256条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その

他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第257条第1項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第259条第2項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第262条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第263条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第256条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第264条及び第266条中「第109条第1項、第2項及び第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に改め、「利用」との次に「、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談

員」と」を加える。

第269条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第274条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第274条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第275条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第276条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第274条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第277条中「第109条第1項、第2項及び第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に改め、「利用」と」の次に「、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第277条の2第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第73条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号。以下「介護老人保健施設基準

条例」という。)第4条又は金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第5号。以下「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第86条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第89条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第138条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第141条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加え

る。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第142条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第146条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第141条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第192条第1項第1号中「金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第51条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第52条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず

る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条の2第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第56条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第60条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条の2第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第88条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第252条第4号及び第266条第3号において同じ」を加える。

第97条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削る。

第122条の2第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第141条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第142条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第143条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第159条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第169条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改め、同条第3項中「第1項第4号ア」を「第1項第3号ア」に改める。

第177条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第179条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第181条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第182条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第183条中「及び第142条」を「、第142条及び第142条の2」に改める。

第193条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に

規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第208条第1項に規定する設備」を「第208条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(6) 第2号ア(ア)の病室及び同ア(イ)の共同生活室の面積に係る基準並びに同号イの廊下幅に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。この場合において、廊下に手すりを設ける場合にあつては、手すりから測定するものとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

- 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする

こと。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(6) 第2号ア(ア)の病室及び同ア(イ)の共同生活室の面積に係る基準並びに同号イの廊下幅に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。この場合において、廊下に手すりを設ける場合にあっては、手すりから測定するものとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第197条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第205条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第219条において準用する第142条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認してい

ること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第206条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第212条の次に次の1条を加える。

（口腔^{くわう}衛生の管理）

第212条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第218条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第219条中「第56条の4から第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の4から第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「及び第141条の2」を「、第141条の2及び第142条の2」に改め、「第56条の2の2第2項、」の次に「第56条の4第1項並びに」を加え、「並びに第56条の4第1項」を削り、「同項」を「第56条の4第1項」に改める。

第230条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第235条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「第56条の4から第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の4から第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「第213条まで」を「第212条まで、第213条」に改める。

第240条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第245条第2項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第248条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要

事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第249条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第252条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第252条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第252条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第253条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握

(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等」に、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第258条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第263条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第266条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第266条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第266条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第267条に次の１項を加える。

- ５ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第267条の２第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第４条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第67条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第75条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第７号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

- （５）第78条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条第15号中「及び第10号から第14号まで」を「、第９号及び第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第８号から第13号までを２号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の２号を加える。

- （８）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- （９）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第４項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第81条第３項中「第82条第１項に規定する人員」を「第82条第１項から第３項までに規定する人員」に、「、第１項」を「、前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号。第119条第4項及び第176条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号。第119条第4項及び第176条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第88条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第9号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第88条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等によ

り、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第94条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第97条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第97条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第119条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第124条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第127条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第127条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第127条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第176条第1項第1号中「金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号）」を「介護老人

保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号を次のように改める。

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（8）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第

27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の13第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第61条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第61条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第68条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第81条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第85条第3項中「第114条」の次に「、第194条第3項」を加える。

第94条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第109条第2項中第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「、第106条及び第108条の2」に改める。

第132条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の

医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第171条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第174条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設

の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第108条の2」を加える。

第193条第7項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに

療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第204条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第29条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第47条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第55条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第66条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機

関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

第92条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第10項中「平成24年条例第48号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加える。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第34条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入

所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

- 第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第43条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第54条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条の2第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の

各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定す

る事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の２の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の３ 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第42条第２項第２号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条第５項第１号中「第５条第３項」を「第５条第４項」に改め、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項の次に次の１項を加える。

６ ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条の２第１項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第９条 金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項第３号から第５号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第５項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第24条 養護老人ホームは入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号

に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に

規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第40条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第48条中「、第31条及び第31条の2」を「及び第31条から第31条の3まで」に、「次条から第31条の2まで」を「次条から第31条の3まで」に改める。

第52条前段中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に改め、同条後段中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

（金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「の苦情」を「の規定による苦情」に改め、同項第5号中「第33条第2項の」を「第33条第3項の規定による」に改め、「の同条第3項」を削る。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条の3第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

第27条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条の3第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に

規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「こと、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」を「こと等」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第22条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項

第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条の2第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第13条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）」を加え、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
 - 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）第2条第2項」を「介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第34条第29号の規定を除く。）」を加える。

第21条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第34条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条の2中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第14条 金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療

機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 4 介護医療院は、協力医療機関が、第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 6 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第53条第5項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項（新居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第2条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項（新介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に

適用される場合に限る。)及び第56条の10の2(新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定(虐待の防止のための研修の実施に係る規定を除く。)中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第97条及び新介護予防サービス等基準条例第93条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2(新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービス等基準条例第56条の2の2(新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2条及び第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第16条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第21号)附則第2条及び第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第29条第4項第1号及び第104条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第9条及び第277条の2の改正規定、第3条中金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第52条の2及び第267条の2の改正規定、第5条中金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第10条及び第204条の2の改正規定、第6条中金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第12条及び第92条の2の改正規定、第7条中金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条及び第56条の2の改正規定、第8条中金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第7条及び第55条の2の改正規定、第11条中金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第12条及び第33条の3の改正規定、第12条中金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第7条第4項第2号及び第34条の2の改正規定、第13条中金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第7条第4項及び第36条の2の改正規定並びに第14条中金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第7条及び第55条の2の改正規定 公布の日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和6年6月1日

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新居宅サービス等基準条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第114条、第116条、第136条、第147条、第169条（新居宅サービス等基準条例第182条において準用する場合を含む。）、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）、第238条及び第249条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、

原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第262条第3項（新居宅サービス等基準条例第266条及び第277条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第56条の4第3項（新介護予防サービス等基準条例第64条、第76条、第86条、第95条、第125条、第144条（新介護予防サービス等基準条例第161条において準用する場合を含む。）、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条及び第236条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第248条第3項（新介護予防サービス等基準条例第255条及び第264条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介

護老人福祉施設基準条例」という。)第35条第3項(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第35条第3項(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第13条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第14条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第35条第3項(新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第156条第6項(新居宅サービス等基準条例第182条の3及び第189条において準用する場合を含む。)、第175条第8項、第195条第6項及び第210条第8項、新介護予防サ

ービス等基準条例第138条第3項（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3及び第173条において準用する場合を含む。）及び第179条第3項（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第94条第7号及び第199条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第167条の2（新居宅サービス等基準条例第182条、第182条の3、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）及び第238条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第142条の2（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の3、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第108条の2（新地域密着型サービス基準条例第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第41条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条の3（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第31条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条の3（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第229条の2及び新介護予防サービス等基準条例第212条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第174条第1項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第24条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、重要事項の揭示に関する規定等を整備する。

議案第99号

金沢市介護保険条例の一部改正について

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,586円」を「33,213円」に改め、同項第2号中「51,402円」を「47,448円」に改め、同項第3号中「55,356円」を「51,797円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和6年度分からの保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、市民税非課税世帯に係る保険料率を改めるとともに、引き続き軽減措置を講ずる。

議案第100号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第5条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第101号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項第4号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（県登録業者に関する特例）

第35条の2の2 第31条から第31条の8まで及び前条の規定は、いしかわ景観総合条例

（平成20年石川県条例第29号。以下「県条例」という。）の規定に基づく屋外広告業の登録を受けている者（以下「県登録業者」という。）には、適用しない。

2 県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、第31条第1項の登録を受けたものとみなしてこの条例の規定（同条から第31条の8まで及び前条を除く。）を適用する。

3 県登録業者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内において屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前2項の規定による届出（廃止に係る届出を除く。）があったときは、遅滞なく、規則で定める事項を特例屋外広告業者届出簿（以下「届出簿」という。）に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。

6 市長は、第3項の規定による届出をした者について、第4項の規定による廃止の届出があったとき、又は県条例の規定に基づく屋外広告業の登録がその効力を失ったときは、届出簿からその記載を抹消しなければならない。

7 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第31条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

8 市長は、県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

9 第31条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第35条の3第2項中「前条第1項」を「第35条の2第1項又は前条第8項」に改める。

第38条の2第3号中「第35条の2第1項」の次に「又は第35条の2の2第8項」を加える。

第42条の2第1号中「第31条の7第1項」の次に「又は第35条の2の2第3項若しくは第4項」を加え、「怠った」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に金沢市屋外広告物等に関する条例第31条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営んでいる者であって、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第78条第1項若しくは第3項の登録（以下「県登録」という。）を受けているもの又は改正後の金沢市屋外広告物等に関する条例（以下「新条例」という。）第31条第2項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「市登録満了日」という。）までの間に県登録を受けるものについては、市登録満了日までの間は、新条例第35条の2の2第3項の規定は、適用しない。ただし、市登録満了日までの間に新条例第31条の2第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、この限りでない。

提案の趣旨

屋外広告業の登録に係る事業者の負担軽減を図るため、県の屋外広告業の登録を受けた者については本市の登録を受けたものとみなす特例に関する規定を整備する。

議案第102号

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部改正について

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「西日本旅客鉄道株式会社北陸線」を「IRいしかわ鉄道線」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

西日本旅客鉄道株式会社北陸線の名称の変更に伴い、関係規定を改正する。

議案第103号

金沢市自動車駐車場条例の一部改正について

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「午前7時から午後11時まで」を「第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）があらかじめ市長の承認を受けて定める時間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する時間は、午前7時から午後11時までの時間を含めたものとしなければならない。

第10条の2第1項中「第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改める。

別表第3中「。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、令和7年4月1日午前7時以後の金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の利用について適用し、同日午前7時までの金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の金沢市自動車駐車場条例の規定により金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の自動車の入場及び出場の時間又は利用料金の額を定める手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場について、駐車場利用者の利便性の向上を図るため、自動車の入場及び出場の時間並びに利用料金に関する規定を一部改める。

議案第104号

金沢市営住宅条例の一部改正について

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ及び第8号の2イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者の入居者資格に関する規定を整備する。

議案第105号

金沢市定住の促進に関する条例の一部改正について

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改める。

第2条第2項中「（以下「集約都市形成計画」という。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「地区計画区域等」とは、都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画その他の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画が定められた区域（居住誘導区域を除く。）をいう。

第2条第5項中「次に掲げる要件に該当する」を「本市の区域内に移住する前に、本市の区域外に3年以上居住していた」に改め、同項各号を削る。

第12条の見出し中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改め、「移住者の」を削り、同条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改め、「移住者の」及び「都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画その他の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画が定められた区域内に建築される住宅で、」を削り、「移住者に」を「者に」に改める。

第13条及び第14条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改める。

別表中「、西日本旅客鉄道株式会社北陸線」を削る。

附 則

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日

から施行する。

- 2 改正後の第9条から第13条までの規定については、この条例の施行後5年を目途として、本市における定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

提案の趣旨

まちなかを含む居住誘導区域及び地区計画区域等における定住を更に促進し、一層の本市の人口の増加及びまちなかの活性化を図るため、移住者の要件及び助成の対象区域等の一部改めるほか、I R いしかわ鉄道線の区間の変更に伴い、関係規定を改正する。

議案第106号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部改正について

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1,100円」を「1,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に搬入する建設発生土の処理について適用し、同日前に搬入した建設発生土の処理については、なお従前の例による。

提案の趣旨

金沢市内川第1建設発生土処理施設の建設発生土の処理に係る手数料の額を改定する。

議案第107号

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第243条の 2 の 2 第 8 項」を「第243条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

（金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第243条の 2 の 2 第 8 項」を「第243条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

（金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第243条の 2 の 2 第 8 項」を「第243条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する。

議案第108号

金沢市水道給水条例の一部改正について

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政の事務の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されたため、関係規定を改正する。

議案第109号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定する。

議案第 110 号

金沢 21 世紀美術館及び金沢能楽美術館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 21 世 紀 美 術 館	金 沢 市 柿 木 畠 1 番 1 号	公 益 財 団 法 人 金 沢 芸 術 創 造 財 団	令 和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 11 年 3 月 31 日 まで
金 沢 能 楽 美 術 館			

議案第 111 号

金沢市芸術文化ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 歌 劇 座	金沢市柿木畠 1 番 1 号	金沢市芸術文化ホール 共同事業体	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
金沢市文化ホール			
金沢市アートホール			

議案第 112 号

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
卯辰山公園健康交流センター千寿閣	金沢市大手町 3 番 23 号	公益財団法人金沢健康福祉財団	令和 6 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月 31 日まで

議案第 113 号

金沢市児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市立長町児童館	金沢市長町 2 丁目 2 番 16 号	金沢市立長町児童館 振興協力会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
金沢市立芳斎児童館	金沢市芳斉 2 丁目 3 番 29 号	金沢市立芳斎児童館 振興協力会	
金沢市立花園児童館	金沢市今町 チ 41 番地	金沢市立花園児童館 振興協力会	
金沢市立馬場児童館	金沢市東山 3 丁目 29 番 22 号	金沢市立馬場児童館 振興協力会	
金沢市立大野町児童館	金沢市大野町 1 丁目 8 番地の 5	金沢市立大野町児童館 振興協力会	
金沢市立平和町児童館	金沢市平和町 2 丁目 8 番 7 号	金沢市立平和町児童館 振興協力会	
金沢市立大徳児童館	金沢市畝田中 2 丁目 234 番地	金沢市立大徳児童館 振興協力会	
金沢市立小坂児童館	金沢市小坂町 北 312 番地	金沢市立小坂児童館 振興協力会	
金沢市立材木児童館	金沢市材木町 13 番 11 号	金沢市立材木児童館 振興協力会	
金沢市立米丸児童館	金沢市間明町 2 丁目 341 番地合併 346	金沢市立米丸児童館 振興協力会	
金沢市立富樫児童館	金沢市山科 1 丁目 6 番 8 号	金沢市立富樫児童館 振興協力会	
金沢市立小立野児童館	金沢市小立野 4 丁目 7 番 51 号	金沢市立小立野児童館 振興協力会	

金沢市立中村児童館	金沢市中村町 10番35号	金沢市立中村児童館 振興協力会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
金沢市立栗崎児童館	金沢市栗崎町1丁目 3番地	金沢市立栗崎児童館 振興協力会	
金沢市立鞍月児童館	金沢市直江南1丁目 1番地	金沢市立鞍月児童館 振興協力会	
金沢市立瓢箪児童館	金沢市彦三町2丁目 10番5号	金沢市立瓢箪児童館 振興協力会	
金沢市立金石児童館	金沢市金石通町 3番14号	金沢市立金石児童館 振興協力会	
金沢市立安原児童館	金沢市福増町 北1067番地	金沢市立安原児童館 振興協力会	
金沢市立森山児童館	金沢市森山2丁目 11番13号	金沢市立森山児童館 振興協力会	
金沢市立弥生児童館	金沢市弥生1丁目 29番13号	金沢市立弥生児童館 振興協力会	
金沢市立新神田児童館	金沢市新神田1丁目 1番18号	金沢市立新神田児童館 振興協力会	
金沢市立浅野町児童館	金沢市浅野本町2丁目 13番12号	金沢市立浅野町児童館 振興協力会	
金沢市立三和児童館	金沢市上荒屋4丁目 82番地	金沢市立三和児童館 振興協力会	
金沢市立二塚児童館	金沢市北塚町 西98番地	金沢市立二塚児童館 振興協力会	
金沢市立押野児童館	金沢市八日市2丁目 464番地	金沢市立押野児童館 振興協力会	
金沢市立千坂児童館	金沢市千木1丁目 235番地	金沢市立千坂児童館 振興協力会	
金沢市立長田町児童館	金沢市長田1丁目 5番50号	金沢市立長田町児童館 振興協力会	
金沢市立扇台児童館	金沢市馬替1丁目 29番地1	金沢市立扇台児童館 振興協力会	
金沢市立杜の里児童館	金沢市若松町3丁目 281番地	金沢市立杜の里児童館 振興協力会	
金沢市立西南部児童館	金沢市八日市出町 815番地	金沢市立西南部児童館 振興協力会	
金沢市立戸板児童館	金沢市戸板1丁目 2番地	金沢市立戸板児童館 振興協力会	
金沢市立諸江児童館	金沢市北安江2丁目 22番44号	金沢市立諸江児童館 振興協力会	

議案第114号

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令 和 6 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契 約 の 金 額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 一部概算払をすることができる |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 住 所 金沢市東力3丁目104番地1
氏 名 越田 圭
資 格 公認会計士 |